

令和8年3月24日

令和8年度～ 市立小学校小規模特認校制度スタート  
児童2人が申請

市教育委員会は、本年4月から「小規模特認校制度」をスタートする。2人の児童が本制度に申請し、小規模校への通学を行う予定としている。

この制度により、少人数による学習で特色ある教育活動を推進する市立小学校への就学を希望する児童が、現在在籍する学校または在住の学区から転学・入学が可能となる。

令和7年度は、小規模校5校のピーアール動画の作成、市広報紙やホームページなどを活用し、制度と学校の魅力を周知した。

記

申請者数 2人  
相談件数 7件

参考

- (1) 小規模特認校 5校  
物部小学校、志賀小学校、東八田小学校、東綾小学校、上林小学校
- (2) 小規模特認校へ就学可能とする学校 5校  
綾部小学校、中筋小学校、豊里小学校、吉美小学校、西八田小学校

○小規模特認校制度とは

文科省により導入された学校選択制の一形態である「特認校制」のうち「小規模校」において取り入れられる制度。

○特認校制とは

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの。

<問い合わせ>

学校教育課 課長 斉藤さおり 電話0773(42)4322